

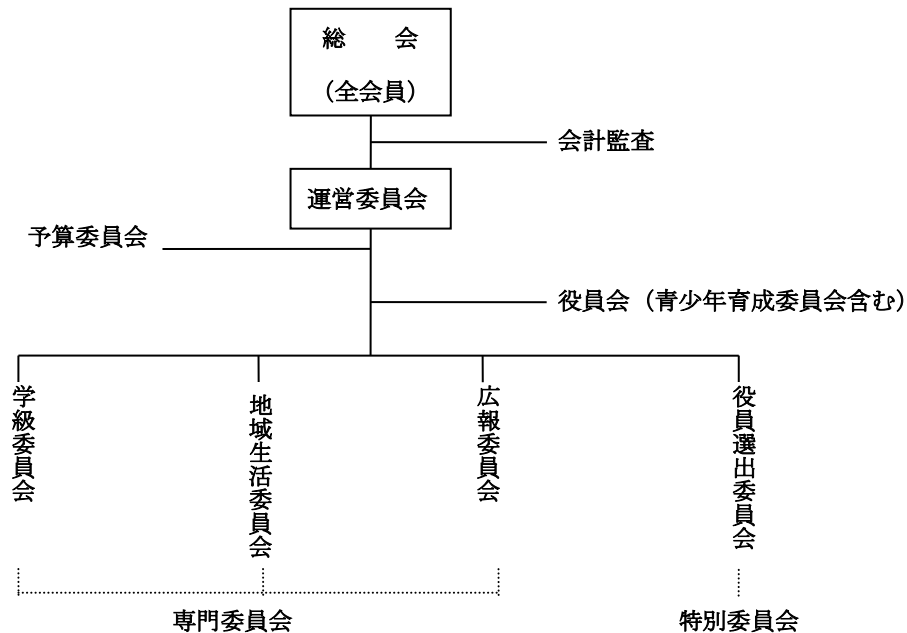
# PTAのしおり

～このしおりはPTAのきまりではなく、あくまでも会則にのっとって、  
よりよい活動をするための参考になればという目的で作られたものです。～

## 目 次

組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
各種集会	
役員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
会計監査	
学級委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
地域生活委員会	
広報委員会	
役員選出委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
予算委員会	
クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
PTA会費	
PTA総合補償制度(PTA保険)	
他の小学校PTAとの関わり・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ

## 【富士見丘小PTA組織図】



- ☆学級委員会 : 各学年より2名選出
- ☆地域生活委員会 : 全学年より12名選出
- ☆広報委員会 : 全学年より10名選出
- ☆役員選出委員会 : 2～5学年より6名選出、運営委員よりオブザーバーとして2名選出
- ☆予算委員会 : 役員及び各委員長・各委員会の会計

◎各委員会担当教員については学校長に一任

## 【各種集会】

### 1. 全会員が直接参加する会

- ☆☆定期総会・・・年一回開かれ、PTAの活動を決定する大事な会です。  
審議及び承認事項 会計の決算・予算  
活動報告・年間計画  
その他
- ☆ 臨時総会・・・特別な問題が生じた時に全会員の意見を聞き、決定する会です。
- ☆ 全体会・・・会員の意見を聞くために開かれます。

### 2. 役員・委員になって参加する会

- ☆☆運営委員会・・・必要に応じて開かれるPTA活動の決定及び執行機関です。この会は総会に準じ、PTA活動を報告、重要事項を決定し執行します。

<構成メンバー>

役員  
各学級の学級委員  
地域生活委員会の正副委員長  
広報委員会の正副委員長

以上は、各々1票の議決権があります。

役員選出委員長、クラブ世話人代表は必要に応じて出席し、発言することができます。

- ☆ 役員会・・・通常、月1回定例役員会が開かれています。  
その他は各項参照
- ☆ 各委員会・・・必要に応じて委員会が開かれています。  
詳しくは各項参照  
\*各委員会とも副委員長の数が便宜上、規定より多くなっています。
- ☆ 正副委員長会・・・役員及び各正副委員長の会です。会則にはありませんが、PTAの円滑な運営のために設けられています。役員会及び各委員会から問題提起があった場合に開かれます。又、運営委員会の議題について、前もって検討することもあります。

## 【役員会】

### 1. 役員会の役割

全会員の投票で承認を受け、4月1日より翌年の3月31日まで1年間活動をします。(ただし、4月1日より定期総会の日まで新旧引継ぎ期間とし、新旧役員会は協力しあいます。)

P T Aのまとめ役であり、常に学校と連絡をとりあいながら、P T A活動が円滑に行われるよう準備をします。会員から出された意見や、学校、外部からの連絡事項を整理、検討し、会員に報告します。

### 2. 活動内容

- |     |  |
|-----|--|
| 役員会 | ・ P T A室の管理を行います。  |
| 会 長 | ・ 本会の代表です。<br>・ 総会、臨時総会、全体会、運営委員会等の招集を行います。<br>・ P T A行事の責任者となります。<br>・ 学校行事（卒業式、運動会等）で保護者代表として祝辞等を述べます。<br>・ 分区学校行事等に出席します。<br>・ 会員の慶弔見舞をします。<br>・ 対外的な会議に出席します。                      |
| 副会長 | ・ 会長を補佐し会長の代理を務めます。<br>・ 運営委員会の司会を行います。<br>・ 対外的な会議（五分区会等）に出席します。<br>・ 皆参Pの取りまとめをします。<br>・ P T A会員名簿の管理をします。<br>・ ピーボくんプレートの管理をします。<br>・ 地域教育連絡協議会運営委員として活動します。<br>・ 震災救済所運営連絡会に参加します。 |
| 書 記 | ・ 総会、運営委員会などの案内と会議録の作成報告をします。<br>・ 役員会発行の印刷物の作成をします。   |
| 会 計 | ・ P T A会費の金銭出納を記録し、年に3回会計監査を受け総会にて報告します。<br>・ P T A総合補償制度（P T A保険）の窓口となります。<br>・ 印刷機・コピー機の管理をします。<br>・ 消耗品の管理をします。<br>・ 図書の借り出しのとりまとめを行います。  |

- 青少年育成委員・青少年育成委員として活動します。  
・ 高井戸青少年育成委員会主催行事の富士見丘小学校の取りまとめをします。  
・ 運営委員会に出席し、青少年育成委員から連絡事項等があれば報告します。

### 3. 構成メンバー

- |         |                  |
|---------|------------------|
| 会 長     | 1名（保護者）          |
| 副会長     | 4名以上（保護者3以上、副校長） |
| 書 記     | 3名（保護者2、教員1）     |
| 会 計     | 3名（保護者2、教員1）     |
| 青少年育成委員 | 2名（保護者2）         |

### 4. その他（高井戸地域区民センター運営協議会運営委員について）

該当小学校P T A 5校交代制で、毎年1～2名ずつ本会運営委員を選出いたします。

選出枠としては、役員会（別枠）となります。（平成16年度本校P T A運営委員会時に承認されました）

- \* 富士見丘小の場合、令和4年度10月開催の運営協議会総会にて委員承認となりました。  
運営協議会の総会は、毎年5月開催となります。  
（運営委員の活動は、10月から翌年10月までとなります）

## 【会計監査】

1. 役割 年に3回会計を監査し、総会にて報告します。

2. 構成メンバー 保護者2名・教員1名

## 【学級委員会】

### 1. 委員会の役割

P T A活動の母体ともなる委員会です。各学級の意見を取りまとめ、全体に反映するようによく話し合います。

### 2. 活動内容

#### ①学級P T A(茶話会等)

学校が主催する保護者会とは違い、P T Aが主催する保護者と先生の集まりです。子ども達の健やかな成長を願い、子供を理解するために、いろいろな考えを持った保護者と先生が話し合います。

#### ②ベルマーク運動

#### ③給食試食会

#### ④次年度クラス委員決めのとりのりまとめ

#### ⑤対外活動

#### ⑥その他

### 3. 構成メンバー

各学年より2名選出

この中より 委員長・副委員長・書記・会計 を選びます。

(第一子かつ、新一年生の保護者に関しては委員長から除外されます。※立候補除く。)

## 【地域生活委員会】

### 1. 委員会の役割

校外生活での子ども達の健全な成長を見守り、地域社会の一員としての自覚を育むことを目的としています。そのために、それぞれの地域の中で子ども達のつながりを大切に、親睦を深めるような活動をしています。

### 2. 活動内容

#### ①全支援隊との交流

#### ②地域教育連絡協議会懇談会に出席、子ども地域活動促進事業参加 (浴風園花壇作りお手伝い)

#### ③震災救援所連絡会出席 (震災訓練お手伝い)

#### ④緊急集団下校の対応(学校から依頼があった場合)

#### ⑤防犯対策の窓口(ピーポくん110番プレート・防犯ポスター設置協力者の対応)

#### ⑥パトロールのしおり配布

#### ⑦地域パトロールの推進・総括

### 3. 構成メンバー

全学年より12名

この中より 委員長・副委員長・書記・会計 を選びます。

(第一子かつ、新一年生の保護者に関しては委員長から除外されます。※立候補除く。)

## 【広報委員会】

### 1. 委員会の役割

学校と家庭とのパイプ役として、子ども達の学校生活やP T Aの活動を会員に知らせ、時には会員の声を求めるなどしながら、相互理解を深めてもらえるよう努めています。

《ふじみ》と紙名を定め、「運営委員会だより」とは違った視点から編集しています。

### 2. 活動内容

☆広報紙の発行

#### (1) 企画会議

#### (2) 取材・原稿依頼

#### (3) 編集会議(割りつけ)

#### (4) 印刷

#### (5) 校正

#### (6) 発行・配布・反省会

### 3. 構成メンバー

全学年より10名

この中より 委員長・副委員長・書記・会計 を選びます。

(第一子かつ、新一年生の保護者に関しては委員長から除外されます。※立候補除く。)

## 【役員選出委員会】

### 1. 委員会の役割

選出規定に基づき、役員・会計監査の決定までの一切の事務を行います。

### 2. 活動内容

#### ①会長候補選出

全会員から立候補、推薦により会長候補者を選出します。

#### ②会長候補互選会

候補者の中から話し合いにより会長1名を内定します。

#### ③副会長・補充要員及び候補者の必要人数決定

次年度の活動内容等を考慮し、必要に応じて運営委員会の承認により決定します。

#### ④役員候補選出

各学年より、2名以上の役員候補者を選出します。ただし、会長内定者の出た学年は1名以上。

#### ⑤役員候補互選会

候補者の話し合いにより各役職を内定します。

#### ⑥会計監査内定

会計監査は現役員より2名を内定します。

#### ⑦承認

全役員・会計監査は会員の投票による承認を経て、正式に決定されます。

(承認は有効投票〔白紙・棄権は無効〕の過半数を超えることとします。)

#### ⑧解散

委員会は役員・会計監査が正式に決定した後、解散します。

### 3. 構成メンバー

2～5学年より6名

この中より 委員長・副委員長・書記・会計 を選びます。

(第一子かつ、新一年生の保護者に関しては委員長から除外されます。※立候補除く。)

運営委員会から2名をオブザーバーとしておきます。

- ・「オブザーバー」とは、会議において、議決権はないが公正な選出過程を保証するために立ち会いする人である。
- ・オブザーバーは、役員選出委員会の会議に最低1回出席し、公正に選出が行われているか確認することとする。

## 【予算委員会】

### 1. 委員会の役割

P T A活動費の予算案を立てます。

### 2. 活動内容

①次年度予算の原案を作成し、運営委員会に報告します。

②原案をもとに新旧役員・新旧委員長で予算案を作成し、新旧合同運営委員会にかけます。またその予算は、運営委員会にて補正することができます。

③総会にかけ承認を得ます。

### 3. 構成メンバー

役員会・各委員会委員長・会計で構成します。ただし、年度当初の予算委員会は、旧役員・旧委員長・会計も加えます。

## 【クラブ】

富士見丘小学校PTAには現在3つのクラブがあります。

(令和5年度現在)

クラブ名	曜日・時間	場所	部費
卓球	金曜 16:00～18:30 (月1回不定期) 日曜 9:30～12:00	アリーナ (体育館)	年 1,000 円 (コーチ料別)
バレーボール	木曜 17:30～19:30 土曜 9:30～12:00 (不定期)		月 500 円
野球 ※現在、休部中	—	—	—

☆クラブ部員は随時募集をしています。(卒業後も継続して在籍はできます)。

☆バレーボール、卓球はE分区分PTAスポーツ大会があります(出場する場合は、それぞれ大会に必要とする費用を分担金として会場当番校に納めます)。

☆PTA会費よりクラブ活動費の一部が補助されます。

(休部の年度は補助されませんが、1月中に申し出があった場合は次年度から補助再会されます。)

☆クラブ世話人代表の主な仕事

- ・必要に応じて世話人会を開く
- ・クラブからの報告があれば運営委員会に出席
- ・クラブ部員募集、クラブ紹介及びポスター展示
- ・毎月所定の日までに学校施設利用申込書提出(事務室まで)

## 【PTA会費】

<納入について>

☆会費は家庭数で徴収しており、兄弟姉妹が在籍の場合は、低学年より自動的に引き落とされます。

☆入金方法・・・登録したゆうちょ銀行の口座より年1回自動振替により徴収します。

☆納入時期については、会計よりお知らせがあります。

☆転出される方は、郵便局の自動引落しを停止する手続きをとりますので、会計までご連絡ください。

尚、引落とし済の会費につきましては、1学期中に退会される方につきましては、会費の半額を登録口座にお振込みいたします。お振込は退会日より1か月程お時間をいただいております。(振込費用の負担はPTAとなります。)

<会費の使われ方>

- メール連絡網、各種印刷物
- 役員会・各委員会活動費、クラブ補助
- PTA総合補償制度(PTA保険)
- 通学路安全対策、
- 行事、皆参P運用、
- 会員及び児童への慶弔見舞金(会則内規にのっとり行われます。)
- 対外活動費(杉小Pの分担金など) 等

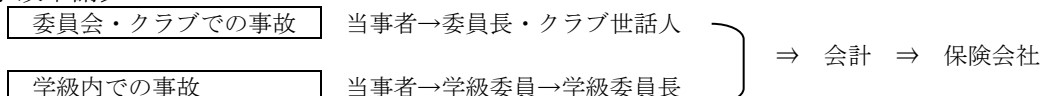
## 【PTA総合補償制度(PTA保険)】

富士見丘小PTAでは、昭和61年度よりPTA総合補償制度に加入しました。また、「会員から中止の意見が出ない限り、自動的に継続する」ということが、62年度総会にて承認されております。この制度は、PTA活動及びPTAが主催・共催する行事の間に起こった事故に対して保険金が支払われる制度です。

PTA活動に参加中、参加途上の児童・会員・会員の同居親族の傷害事故や、PTA活動中の対人・対物の事故(PTAとして賠償責任を負う場合)に対して補償されます。従って、各学級、各学年、クラブ等のプリントには必ずPTA会長名を記入し、データにて保存しておいてください。

尚、事故の際には、会計に申し出てください。また、区内転出の場合、転出先の学校が加入していれば有効です。

[事故申請]



## 【他の小学校PTAとの関わり】

<杉並区立小学校PTA連合協議会（杉小P）>

杉並区立小学校PTA相互の連絡調整をはかるとともに、共通目的達成のため努力し、単位PTAの向上発展と教育の健全な振興に寄与することを目的としており、この会の目的に賛同するPTAを構成単位として組織しています。単位PTAを代表する者によって運営され、役員・会計監査・専門委員会等（総務、学級、地域、広報）がおかれています。単位PTA（単P）は六つの分区に分かれており、当PTAはE分区に属します。

